

令和9年度(2027年度) 保育施設入園案内

～認可保育園・認定こども園（保育部分）・小規模保育・家庭的保育（保育ママ）～

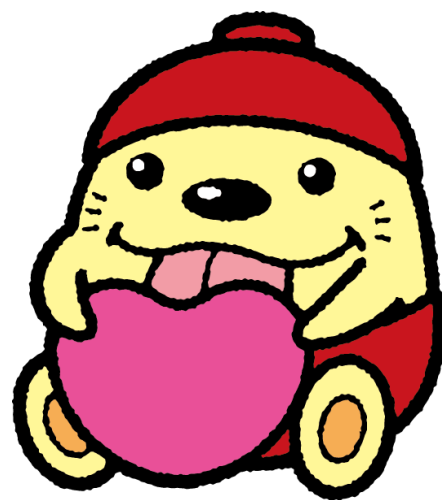
令和9年度 入園・転園申請受付期間	
4月先行申請期間	各認定こども園が設定した期間（令和8年11月1日（日）までの間で施設により異なる） ※3～5歳児クラスで、市内認定こども園を第一希望とする方のみ
4月一次申請期間	令和8年11月2日（月）～ 令和8年11月14日（土）
4月二次申請期間	令和9年2月1日（月）～ 令和9年2月8日（月）

令和9年度4月一次・二次申請は、簡易書留による郵送、窓口、電子申請での受付となります。

- ・郵送での申請は受付期間内の消印があるものに限り、受付期間を越えた消印があるものは申請無効となりますので、余裕をもってお申込みください。
- ・郵送遅延、宛先の誤り等、郵便事故の責任は負いかねます。郵送する際は簡易書留等、追跡ができる方法で郵送してください。
- ・書類不備や不足等を申請期間内に訂正提出いただけない場合、利用調整ができない場合があります。提出前に不備、不足等がないか必ずご確認をお願いします。
- ・土・日・祝日は閉庁しているため、電子申請をご利用ください。

5月以降の入園の受付期間

入園月	受付期間
5月入園	4月1日（木）～ 4月10日（土）
6月入園	4月27日（火）～ 5月10日（月）
7月入園	6月1日（火）～ 6月10日（木）
8月入園	7月1日（木）～ 7月10日（土）
9月入園	8月2日（月）～ 8月10日（火）
10月入園	9月1日（水）～ 9月10日（金）
11月入園	10月1日（金）～ 10月10日（日）
12月入園	11月1日（月）～ 11月10日（水）
1月入園	12月1日（水）～ 12月10日（金）
2月入園	12月21日（火）～ 1月4日（火）
3月入園	2月1日（火）～ 2月10日（木）



東大和市観光キャラクター うまべえ

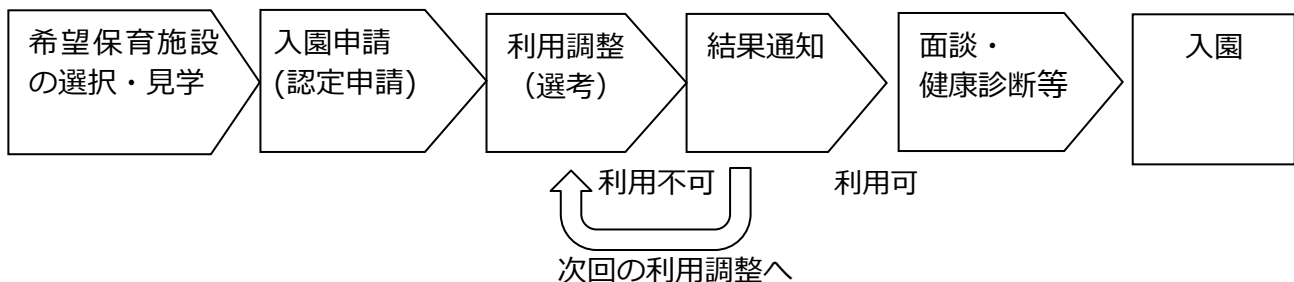
※土・日・祝日は閉庁しているため、電子申請をご利用ください。

この案内は入園後も大切に保管してください

～ 目 次 ～

1. お知らせ	1 ページ
2. 市役所で入園申請できる保育施設	1 ページ
3. 保育の必要性の認定	1 ～ 3 ページ
4. 入園申請される方へのお願い（重要）	3 ページ
5. 相談窓口（保育コンシェルジュ）	4 ページ
6. 入園・転園申請のながれ	5～10 ページ
7. 申請手続き	11～16 ページ
8. 利用調整・結果	17～22 ページ
9. 入園後の注意点	23 ページ
10. 保育料	23～24 ページ
11. 施設紹介（MAP）	25 ページ
12. 施設一覧	26～28 ページ

<入園までのながれ（概要）>



「入園案内」で使用する用語について

従来の「入園」という用語は、関係する法令の改正により、現在は、法令上「入所」という用語になっていますが、この案内では、一般的に親しみのある「入園」という用語を使用するとともに、これに関連する「転園」、「退園」などの用語を使用しています。ただし、規則で決められている固有名詞などは、「入所」とも表記しています。

また、その他の用語も必要に応じて適宜言い換えています。これは、市の皆様にこの案内の内容をより理解していただけるよう言い換えたものです。ご理解をお願いします。

1.お知らせ

(1) れんげ南街保育園の閉園について

令和9年度末にれんげ南街保育園が閉園となり、新たに南街地域に認可保育園を新設する予定です。移行時期にれんげ南街保育園に在籍している児童は、新設する認可保育園へ自動で転園となります。れんげ南街保育園を希望される場合は、ご注意ください。

※移行時期は、令和10年度を予定しております。

※新設される保育園は、明德保育園を運営している社会福祉法人明德福祉会が実施する予定です。

(2) 狭山保育園及びひが保育ママの閉園について

狭山保育園及びひが保育ママは、令和8年度末をもって閉園となります。そのため、令和9年度の申請は受け付けておりませんので、ご注意ください。

(3) みつば保育園の分園化について

令和10年4月より、みつば保育園は立野みどり保育園の分園となり、0歳児クラスのみを受け入れとなります。1歳児クラスからは立野みどり保育園に進級します。

(4) ふたば保育園の連携保育施設について

令和10年4月より、ふたば保育園の連携保育施設は、立野みどり保育園及び玉川上水保育園となります。

2. 市役所で入園申請できる保育施設

市役所で入園申請を受け付けている保育施設は、以下のとおりです。

- ※ **幼稚園及び認定こども園（教育部分）の入園申請は、原則として各施設での申請となります。**
詳しくは各施設に確認してください。

名称		特徴	対象年齢	
			満3歳未満	満3歳以上
認可保育園 (保育所)		就労などのため、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設（定員20名以上）です。	○	○
認定こども園 (保育部分)		幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。教育・保育を一緒に受けます。（市役所での入園申請は原則として保育部分のみとなります。）	○	○
保育 地域 事業	小規模保育	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。	○	—
	家庭的保育 (保育ママ)	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。	○	—

※ ここでは市内にある保育施設の類型のみ、掲載しています。

3. 保育の必要性の認定

(1) 教育・保育給付認定区分

教育・保育給付認定は、保育の必要性や年齢によって3つの認定に分けられ、そのうち、保育を必要とする世帯の認定は、お子さんの年齢によって、2号と3号に区分されます。

対象年齢	対象世帯		認定区分	利用できる保育施設
満3歳以上	教育を希望する世帯	▶	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園・認定こども園（教育部分）
	保育を必要とする理由に該当する世帯	▶	2号認定 (保育認定)	認可保育園・認定こども園（保育部分）
満3歳未満	保育を必要とする理由に該当する世帯	▶	3号認定 (保育認定)	認可保育園・認定こども園（保育部分）・小規模保育・家庭的保育

(2) 保育を必要とする理由

保育施設の利用をご希望の場合、当該児童の全ての保護者において、下表記載の保育を必要とする理由が必要となります。利用可能期間は、下表に記載のある利用可能期間または当該理由がなくなる日の属する月末までとなります。

保育を必要とする理由		利用時間	利用期間・有効期間
就労	1か月48時間以上120時間未満	保 育 短 時 間	
	1か月120時間以上の就労	保育標準時間	
妊娠・出産		保育標準時間	出産予定月を挟んで前後2か月の合計5か月間(出産後に手続きした場合、出産月の翌々月まで)
疾病により、入院、通院、居宅内療養をしている		状況に応じて	
身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度または精神障害者保健福祉手帳1～3級の障害を有する		状況に応じて	
1か月48時間以上、親族の介護又は看護をしている		状況に応じて	
災害の復旧の場合		保育標準時間	
就学の場合	1か月48時間以上120時間未満	保 育 短 時 間	
	1か月120時間以上	保育標準時間	
求職活動中		保 育 短 時 間	60日を経過する日の属する月の末日まで
育児休業取得時に既に保育施設に入園している児童がいて継続利用が必要である		保 育 短 時 間	

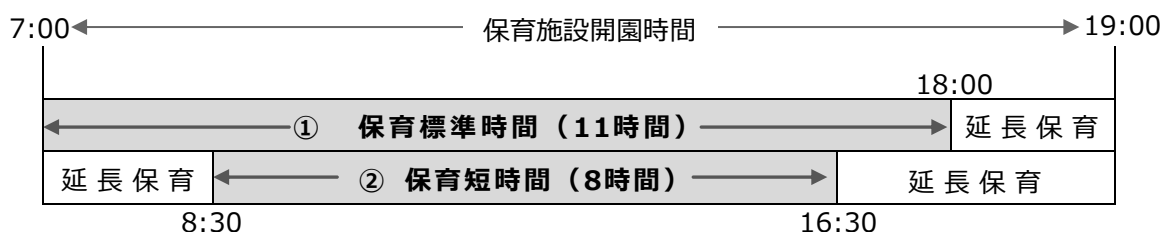
(3) 保育の利用時間

保護者の方の保育を必要とする理由に応じて、保育の利用時間が2区分に分かれます。

- ① 保 育 標 準 時 間…1日最長11時間利用可能
- ② 保 育 短 時 間…1日最長8時間利用可能

- ・ 保育標準時間・保育短時間とも、保育施設ごとに開始・終了時間が決まっています。
各保育施設の時間設定については、市内保育施設一覧(P26.27 参照)をご確認ください。

(例) ①保育標準時間は7:00～18:00 ②保育短時間は8:30～16:30



- ・ 保育施設でお子さんをお預かりする時間は、原則として、保護者が就労等により保育にあたれない時間のみとなります(買い物や食事の準備等の時間は含まれません)。認定された利用時間に関わらず、保護者のいずれかが保育が可能な時間は家庭で保育をしてください。
- ・ 障害のあるお子さんにつきましては、障害の程度等により、お子さんをお預かりできる時間が短くなる可能性があります。
- ・ 保育短時間に該当する方を、状況により保育標準時間として認める場合は以下のとおりです。
 - ① 1か月120時間を満たしていないが、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態とする場合
 - ② 1日8時間未満だが、就労時間帯との関係から常態として利用時間帯を超えて保育施設を利用せざるを得ない場合

- ③ シフト制等の就労体系の方で、主としている就労時間のうち最も早い就労開始時刻と最も遅い就労終了時刻の差が8時間以上ある場合
 - ④ 通勤時間等により、利用時間が保育短時間の開始時間または終了時間を常態として超える場合
- ・ 保育標準時間または保育短時間を超えて利用される場合は、別途延長保育料がかかります。

4. 入園申請される方へのお願い（重要）

（1）希望する保育施設の見学をしてください。

各保育施設では、それぞれ特徴を活かした保育を行っています。入園決定後（入園後）に、「雰囲気違った」「開園時間が合わなかった」「遠くて通いきれない」とならないよう、**申請前に必ず希望する保育施設を見学し**、保育に対する考え方や通園にあたっての利便性が、ご自身と合っているかご確認ください。見学はオンラインで予約できます。（P28 に QR コードあり）

（2）障害や疾病、アレルギー等で配慮が必要なお子さんの入園を希望される場合は、必ず申請前に保育課及び希望保育施設へご相談ください。

事前のご相談がない場合、内定が出て入園できないことがあります。予めご承知おきください。

① 障害や疾病のあるお子さんや特別な配慮が必要なお子さん

- ・ 保育課窓口にて予めご相談のうえ申請ください。
- ・ 必ずお子さんと一緒に希望保育施設へ見学に行ってください。

お子さんの障害の状態や、対応可能の可否、また児童発達支援事業所等と併用する場合はその旨合わせてご相談ください。

保育施設と併用して療育施設（医療機関訓練・児童発達支援事業所）を利用している場合、保育施設を利用する日時が限られることがありますので、必ず事前に保育施設へご相談ください。

- ・ 申請の際に医師の診断書等の提出（提示）が必要です。

診断書等に記載する内容は、P15 をご確認ください。※入園後に障害等でお子さんに配慮が必要になった際も、診断書を園に提出していただく場合があります。

障害の程度、クラスの状況、保育士・看護師の配置などにより**受け入れができない場合や、児童の安全な保育環境が整えられるまで保育の開始日を調整する場合またはお子さんのお預かりできる時間が短くなる場合**があります。

② 食物アレルギーにより制限される食物があるお子さん

入園を希望される場合は、必ず申請前に希望保育施設へご相談ください。

- ・ 食物アレルギーなどにより制限される食物がある場合は、基本的に除去食や代替食の対応をしていますが、対応状況は保育施設によって異なります。また、症状の強さにより受け入れができない場合もありますので、**必ず事前に希望保育施設へご確認ください。**事前に保育施設への相談がなされなかった場合、内定が出て入園できない場合があります。
市ホームページに掲載している施設紹介資料に、各保育施設のアレルギー対応欄に記載がありますので、ご覧ください。

（3）利用料金は各施設により異なります。

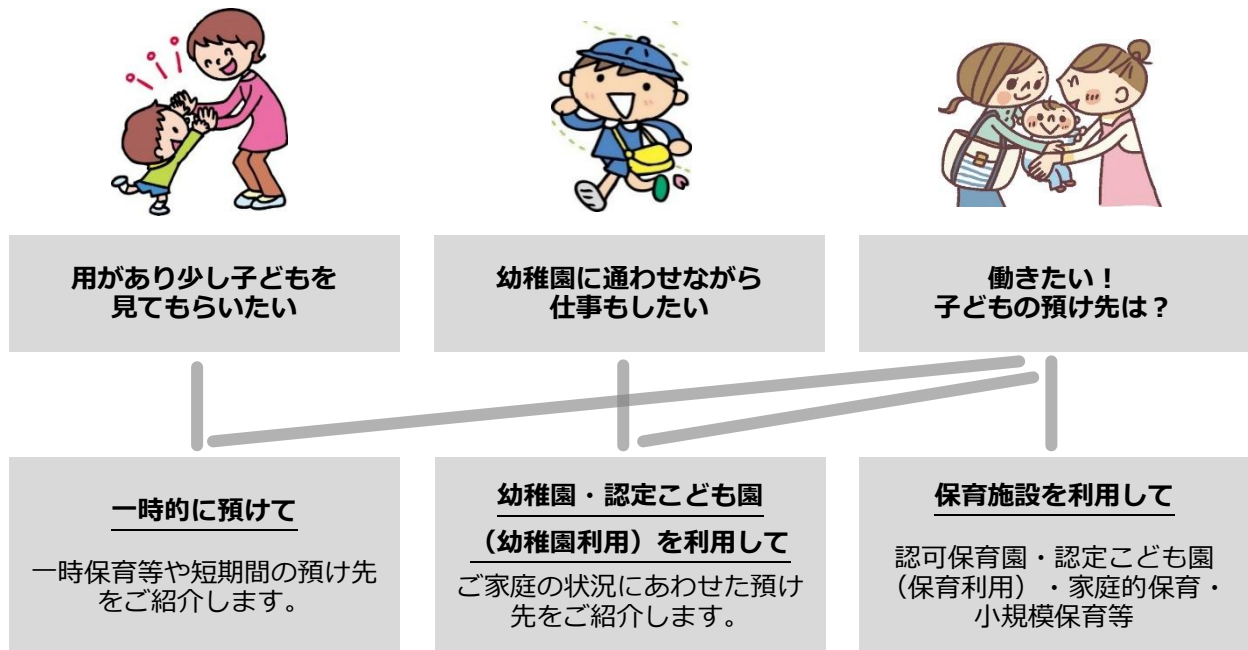
保育料は無償ですが、延長保育料・給食費・布団代・被服費等の利用料金がかかる場合があります、金額も異なります。施設紹介(P28 に QR コードあり)や見学時に確認してください。

5. 相談窓口（保育コンシェルジュ）

保育コンシェルジュは、保育を必要とする皆さんの専門相談員です。

預け先選びに迷ったり、ご事情がある場合など、保育コンシェルジュにご相談ください。

お子さんの預け先や様々な保育サービスなどの情報を丁寧にご案内します。また、子育て中の保護者を応援するため、お話をうかがいながらお子さんにあった預け先と一緒に考えていきます。



相談受付

■ 相談日時・相談場所

月～金 午前9時～午後5時 ・ 保育課窓口（市役所1階）

■ 予約方法

LINE を利用して予約してください。

- ① 右のQRコードより東大和市公式LINEの「友だち追加」をしてください。
- ② リッチメニューを開き「妊娠・出産・子育て」を選択
- ③ 「保育園相談」を選択
- ④ 「予約」を選択
- ⑤ 予約枠（相談日時）を選択し、「入力フォーム」から氏名・相談内容等を入力してください。
- ⑥ 予約完了



6. 入園・転園申請のながれ

(1) 申請スケジュール

- ・ 保育施設を見学するなどして、希望の保育施設を選択してください。
- ・ 申請に必要な書類(P13～15参照)を用意し、不備がないことを確認の上、入園希望月の受付期間内に市役所に提出してください。(認定こども園の先行申請除く)
- ・ 書類不備等があった場合、利用調整ができない場合があります。
- ・ 入園・転園申請の段階では市民であっても、入園希望月の1日までの間に市外に転出する場合は、市外在住とみなします。入園月の1日に東大和市に在住していない場合は、保育施設への入園が承諾された場合でも、入園が取り消しとなることがありますのでご注意ください。
- ・ 原則として、入園の取り下げは認められません。

①【4月入園】認定こども園の先行申請

〈申請条件〉第1 希望が市内認定こども園である3～5歳児クラスの方(2号認定)

- ・ 利用調整するのは、第1希望の認定こども園のみです。
- ・ 複数の認定こども園に申請書を提出することはできません。

先行申請受付

- ・ 受付場所：各認定こども園
 - ※ 市外の方も書類の受付場所及び受付期間は各認定こども園になります。
 - ※ 市役所での受け付けはできません。
- ・ 受付期間：各認定こども園が設定した期間(令和8年11月1日までの間)
 - ※ 受付期間は園により異なりますので、必ず各園にご確認ください。

認定こども園先行利用調整(令和8年11月中旬)

結果の送付：令和8年11月20日頃発送予定(お手元に通知が届くまでには数日かかります)

利用が決定した場合

「施設利用承諾通知書」及び「教育・保育給付認定決定通知書」を送付。

利用が決定しなかった場合

「施設利用保留通知書」及び「教育・保育給付認定決定通知書」を送付。

利用が決定した場合

決定保育施設との面談等を受けていただき、契約を締結

利用が決定しなかった場合

自動的に一次利用調整へ
(市外在住の方は二次利用調整へ)

※ 変更がある場合は、速やかに届出てください。

② 【4月入園】入園・転園の一次・二次申請

※認可保育園、認定こども園(先行申請以外)、小規模保育、家庭的保育はこちらの一次申請から受け付けます。

一次申請受付 窓口・簡易書留による郵送・電子申請

- ・受付期間：令和8年11月2日（月）～ 令和8年11月14日（土）
- ・郵送先：〒207-8585 東大和市中央3-930 東大和市 子ども未来部 保育課 保育・幼稚園係
※期間内の消印があるものに限る。簡易書留等、追跡できる方法でご郵送ください。

障害や疾病、特別な配慮が必要なお子さんの場合は、窓口申請をお願いいたします。

一次利用調整（令和9年1月上旬）

一次申請 結果の送付：令和9年1月22日頃発送予定（お手元に通知が届くまでには数日かかります）

利用が決定した場合

「施設利用承諾通知書」及び「教育・保育給付認定決定通知書」を送付。

利用が決定しなかった場合

「施設利用保留通知書」及び「教育・保育給付認定決定通知書」を送付。

認可保育園の
利用が決定

決定保育施設との面談や
入園説明会等

認可保育園以外の保
育施設の利用が決定

決定保育施設との面談等を
受けていただき、契約を締結

利用が決定
しなかった場合
↓
自動的に
二次利用調整へ

※ 変更がある場合は、二次申請受付期間内に届出てください。

二次申請受付 窓口・簡易書留による郵送・電子申請

- ・受付期間：令和9年2月1日（月）～令和9年2月8日（月）
- ・郵送先：〒207-8585 東大和市中央3-930
東大和市 子ども未来部 保育課 保育・幼稚園係
※簡易書留等、追跡できる方法でご郵送ください

障害や疾病、特別な配慮が必要なお子さんの場合は、窓口申請をお願いいたします。

二次利用調整（令和9年2月下旬）

二次申請 結果の送付：令和9年2月26日頃発送予定（お手元に通知が届くまでには数日かかります）

利用が決定した場合

「施設利用承諾通知書」及び「教育・保育給付認定決定通知書」を送付。

利用が決定しなかった場合

「施設利用保留通知書」及び「教育・保育給付認定決定通知書」を送付。

認可保育園の
利用が決定

決定保育施設との面談や
入園説明会等

認可保育園以外の保
育施設の利用が決定

決定保育施設との面談等を
受けていただき、契約を締結

利用が決定
しなかった場合

待機児童となり、自動的に
5月の利用調整へ
※ 改めて申請していただく
必要はございません。

③ 【5月入園以降】入園・転園の申請

申請受付 窓口・電子申請のみ

- ・受付期間：毎月 1 日～10 日頃（下表のとおり）
※ 6 月及び 2 月入園申請は、期間が異なります。
- ・受付時間：8：30～17：00（土曜日、日曜日・祝日を除く）
- ・受付場所：市役所 保育課 保育・幼稚園係（1 階 6 番窓口）

利用調整

結果の送付（毎月 17 日頃発送、お手元に通知が届くまでには数日かかります）

利用が決定した場合

「施設利用承諾通知書」及び「教育・保育給付認定決定通知書」を送付。

利用が決定しなかった場合

「施設利用保留通知書」及び「教育・保育給付認定決定通知書」を送付。

※希望された方のみ、「支給認定証」を送付。

認可保育園の
利用が決定

決定保育施設との面談や
入園説明会等

認可保育園以外の保
育施設の利用が決定

決定保育施設との面談等
を受けていただき、契約を締結

利用が決定
しなかった場合

待機児童となり、自動的に
翌月の利用調整へ
※希望園の変更や、申請の取下
げがある場合は手続きが必要で
す。（P16 参照）

<5月以降の入園申請の受付期間> ※土・日・祝日は閉庁しているため、電子申請をご利用ください。

入園月	受付期間	入園月	受付期間
5月入園	4月1日（木）～ 4月10日（土）	11月入園	10月1日（金）～10月10日（日）
6月入園	4月27日（火）～ 5月10日（月）	12月入園	11月1日（月）～11月10日（水）
7月入園	6月1日（火）～ 6月10日（木）	1月入園	12月1日（水）～12月10日（金）
8月入園	7月1日（木）～ 7月10日（土）	2月入園	12月21日（火）～ 1月4日（火）
9月入園	8月2日（月）～ 8月10日（火）	3月入園	2月1日（火）～ 2月10日（木）
10月入園	9月1日（水）～ 9月10日（金）	結果通知発送	毎月 17 日前後に発送

※ 結果通知は、発送してからお手元に通知が届くまでには数日かかります。

また、結果は先に保育施設にお伝えします。保育施設との面談日程等を調整する必要があるため、結果通知がお手元に届く前に保育施設より連絡がいく場合がありますのでご了承ください。

(2) 入園可能年齢

■ 保育施設のクラスについて

クラス早見表

クラス	該当生年月日
0歳児クラス	令和 8(2026)年 4月 2日 ~
1歳児クラス	令和 7(2025)年 4月 2日 ~ 令和 8(2026)年 4月 1日
2歳児クラス	令和 6(2024)年 4月 2日 ~ 令和 7(2025)年 4月 1日
3歳児クラス	令和 5(2023)年 4月 2日 ~ 令和 6(2024)年 4月 1日
4歳児クラス	令和 4(2022)年 4月 2日 ~ 令和 5(2023)年 4月 1日
5歳児クラス	令和 3(2021)年 4月 2日 ~ 令和 4(2022)年 4月 1日

■ 0歳児の申請について

0歳児は、保育施設によって受入月齢が異なります。入園月に受入月齢の条件を満たせない保育施設の申請をすることはできません。希望保育施設の受入月齢と入園月別入園可能生年月日をご確認のうえ申請ください。

受入月齢を満たしていない保育施設を申請された場合には、その保育施設への希望は無効とし、希望保育施設から除外します。後日、受入月齢を満たしたとしても、その保育施設が利用調整されることはありません。必ず、受入月齢を満たす入園月の申請期間中に希望施設の追加手続きをしてください。

入園月別入園可能生年月日

入園月	生後57日から受け入れの保育施設	満6か月から受け入れの保育施設 (こども学園)
4月	令和9(2027)年 2月 3日生まで	令和8(2026)年10月 2日生まで
5月	3月 5日生まで	11月 2日生まで
6月	4月 5日生まで	12月 2日生まで
7月	5月 5日生まで	令和9(2027)年 1月 2日生まで
8月	6月 5日生まで	2月 2日生まで
9月	7月 6日生まで	3月 2日生まで
10月	8月 5日生まで	4月 2日生まで
11月	9月 5日生まで	5月 2日生まで
12月	10月 5日生まで	6月 2日生まで
1月	11月 5日生まで	7月 2日生まで
2月	12月 6日生まで	8月 2日生まで
3月	令和10(2028)年 1月 3日生まで	9月 2日生まで

■ 出産前のお子さんの申請について

4月入園の場合、出産前であっても入園可能生年月日を目安に、申請していただくことは可能です。(母子健康手帳で出産予定日を確認させていただきます。)

ただし、入園が内定したとしても、入園可能生年月日より1日でも後に出生した場合には、入園することはできませんので、内定は取り消しとなります。

また出生後、お子さんの健康状況や集団生活の可否についてお伺いします。状態によっては受け入れができない場合もあります。

なお、申請の際には、申請書のお子さんに関する事項は未記入でご提出ください。後日、市民課での出生手続きが終わりましたら、保育課窓口で申請書の未記入欄を記入してください。

(3) 育児休業を取得している場合

育児休業とは「育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律」第2条第1号に基づく育児休業及び、育児休業と同様の休業で事業主が証明をした育児休業をいいます。育児休業を取得されている方は、**育児休業が終了する日の属する月の入園から申請をすることができます**。原則として、育児休業取得中は入園・転園の申請をすることはできませんが、保育施設入園となった場合、育児休業を終了または短縮して、**入園月の翌月1日までに職場に復帰すること**を条件として、育児休業中であっても申請をすることができます。

重要

育児休業中の方が新規入園・転園の申請をし、入園できた場合には、**入園月の翌月1日までに元の就労先に復職をする必要があります**。

⇒ 入園後、期限内に元の就労先で復職をしたのか確認をするため、勤務先に「復職証明書」を作成してもらい、入園月の翌月20日までに提出してください。書式は市指定のもので、ホームページからダウンロードするか保育課窓口で入手できます。

＜注意事項＞

次の場合、原則、入園取消や退園になります。

- ・ 元の就労先へ復職せずに転職・退職した場合
- ・ 入園月の翌月1日までに復職していない場合
- ・ 申請書類と異なる就労日数・時間で復職した場合
- ・ 復職証明書が期限内に提出されない場合



復職証明書提出フォーム

(4) 東大和市民で市外の保育施設に入園を希望される場合

- ・ 市区町村ごとに受付期間や必要書類、申請条件、申請方法等が異なります。事前に保育施設が所在する市区町村にご確認ください。
- ・ 提出された書類は、東大和市から、入園を希望する保育施設が所在する市区町村に送付します。希望する保育施設が所在する市区町村の申請締切日をご確認のうえ、余裕を持って申請をしてください。（締切日の1週間前を目安に申請をしてください。）
※原則、東大和市から書類を送付しますが、転出先の市区町村が、保護者から直接申請可能な場合は、東大和市への申請は不要です（転出予定で申請される場合に限る。）。
- ・ 転出予定で申請された場合、市民課で転出手続きをされた後に保育課窓口へお寄りください。保育給付認定を取り下げのお手続きが必要です。また、入園の可否に関わらず、転出後には転出先の市区町村の保育担当課で改めて保育給付認定の申請等が必要です。

(5) 市外在住で東大和市の保育施設に入園を希望される場合

- ・ 市外在住の方については、下の表のとおり受付を制限させていただきます。

	認可保育園・小規模保育・家庭的保育		認定こども園
年齢	0～3歳児クラス	4～5歳児クラス	0～5歳児クラス
申請条件	申請不可能	東大和市内で就労している方のみ申請可能（4月二次以降）	申請可能（4月二次以降） ※3～5歳児クラスは先行申請可能

【受付窓口】お住まいの市区町村(先行申請(P5)を除く)。書類は東大和市の申請締切日必着です。期間に余裕を持って申請してください。

【必要書類】お住まいの市区町村の書式

※利用調整は、東大和市民の方を優先いたします。

■ 東大和市へ転入予定がある場合

- 入園申請の段階では市外在住であっても、入園希望月の1日までの間に市内に転入される場合は、東大和市民とみなします。

【受付窓口】お住まいの市区町村または東大和市（お住まいの市区町村にお問い合わせください。）

【必要書類】東大和市の書式の申請書類に加えて「転入誓約書」、「売買契約書」または「賃貸契約書」等転入先の住所や転入予定日のわかる書類のコピー

- 東大和市役所市民課で転入の手続き後、入園の可否に関わらず保育課においても転入手続きを行ってください。

（６）市内保育施設の空き状況

市内保育施設の空き状況については、申請受付期間中に市役所保育課窓口にあるホワイトボード、市ホームページで確認ができます。ホームページについては若干遅れて掲載されます。



- ホワイトボードやホームページへ掲載している空き状況は、申請期間初日時点の予定です。

その後の退園や転園によって、**空きがないと表示されている保育施設であっても、利用調整で空きが生じる可能性があります。**申請書に希望保育施設を記入する際には、空き状況は参考程度にとどめ、必ず入りたい順番・通える範囲内でご記入ください。

- 市外の保育施設の空き状況については、各市区町村に直接お問い合わせください。

（７）連携保育施設

小規模保育、家庭的保育については、受入れが1歳児または2歳児クラスまでとなっています。そのため、2歳児または3歳児クラス以降も保育施設に通うことができるよう、連携保育施設を設け、利用保育施設卒園後、優先的に連携保育施設へ入園することができます。ただし、連携保育施設の受入状況によっては、卒園児のなかで利用調整を行う場合があります。

利用保育施設（1歳児クラスまで）		連携保育施設（2歳児クラスから）
みつば保育園	⇒	立野みどり保育園

利用保育施設（2歳児クラスまで）		連携保育施設（3歳児クラスから）
東大和早樹保育園	⇒	向原保育園・高木保育園・ならはし保育園 れんげ南街保育園（☆1↓閉園予定）
向原第二保育園	⇒	向原保育園・高木保育園・ならはし保育園
れんげ第二桜が丘保育園	⇒	れんげ桜が丘保育園
ふたば保育園	⇒	立野みどり保育園・（☆2↓玉川上水保育園R10~）
木村保育ママ	⇒	のぞみ保育園

☆1 令和9年度末にれんげ南街保育園は閉園となり、新たに南街地域に認可保育園を新設する予定です。連携保育施設も合わせて新設保育園に移行します（P 1 参照）。

☆2 令和10年4月よりふたば保育園の連携保育施設は、立野みどり保育園及び玉川上水保育園となります。

※ 連携園が複数園ある場合は、そのいずれかの連携保育施設に入園できます。状況によっては第1希望の園に入園できない場合がありますのでご了承ください。

※ 連携保育施設がある施設を利用している方で、連携保育施設以外のご利用を希望される場合は、優先的な入園はできませんのでご了承ください。

※ 3月入園については、翌年度の4月一次入園決定後の利用調整になる為、連携施設の優先枠が確保できない場合がありますのでご了承ください。（みつば保育園は1歳児クラス、その他は2歳児クラスに当該月入園をした場合のみ）

7. 申請手続き

(1) 申請の手続き方法・持ち物・注意点

■ 郵送申請（4月一次・二次申請のみ）

必要書類一式（マイナンバー確認書類と本人確認ができる書類のコピーを忘れずに）を封筒に入れて下記住所までご郵送ください。

- ・ 受付期間を過ぎた消印の場合は申請無効となります。
- ・ 郵送遅延、宛先の誤り等、郵便事故の責任は負いかねます。簡易書留等追跡可能な方法で郵送してください。
- ・ 書類不備や不足等を申請期間内に訂正提出いただけない場合、利用調整ができない場合があります。提出前に不備、不足等がないか必ずご確認をお願いします。

送付先 〒207-8585 東大和市中央3-930
東大和市子ども未来部 保育課 保育・幼稚園係 行

- ・ 令和9年4月一次・二次申請後の変更申出書や希望園変更は窓口での対応となります。

■ 窓口申請

入園希望月の申請期間内に、必要書類を東大和市役所保育課(1階6番窓口)に提出してください。

- ・ 必要書類は、必ず入園希望月の申請期間内に提出してください。
- ・ 4月一次・二次申請を除き、郵送での申請は受け付けておりません。ご注意ください。
- ・ 申請は原則保護者本人が行ってください。代理人申請の場合は委任状が必要となります。

<お持ちいただくもの>

①必要書類一式（P13～15参照）

②母子健康手帳…入園申請するお子さんの健康状況を確認する場合がありますので、お持ちください。

③マイナンバー確認・本人確認が確認できるもの

■ 電子申請

東大和市の保育施設の利用申込みについて、マイナポータルのぴったりサービスで電子申請することができます。入園希望月の申請期間内にぴったりサービスで必要事項を入力し、必要書類等（P13～15参照）を鮮明に読みとれるPDFか画像データで添付し提出してください。ぴったりサービスで電子申請する場合、マイナンバーカード及びパスワードが必要となります。

ぴったりサービス：URL：<https://myna.go.jp/search>

1 ぴったりサービスの利用方法

(1) 自治体を設定

都道府県名を「東京都」、市区町村を「東大和市」に設定。

(2) キーワードを入力

「保育園入所申請」と入力し検索

(3) 入力案内に従って申請する

2 留意事項

(1) 必要書類について

エクセルやワードのファイルを添付するとデータが破損する場合がございます。PDFか画像データでご提出ください。



(2) 電子申請後の不足書類について ※提出期限：申請された受付期間内

- 電子申請後の不足書類等は、ぴったりサービスで行うことができないため、窓口または右の提出フォームから提出してください。
(マイナンバー申告書及びマイナンバーの確認書類は窓口のみ。)
- 申請内容の変更や不足・追加書類の提出は、申請期間内に行ってください。**
申請期間内に提出がない場合は、選考の対象外となる場合や指数の反映が翌月以降となります。



提出フォーム▲

■ 認定こども園の先行申請（P5 参照）

マイナンバー確認書類と本人確認ができる書類のコピーを必要書類一式とともに封筒に入れて各認定こども園へ提出してください。

■ 各申請における注意点

- 2人以上のお子さんの入園を申請する場合は、人数分の書類が必要です。
「施設型給付費・地域型保育給付費教育・保育給付認定兼保育利用申請書」以外の書類はあらかじめコピー等をして、申請してください。（P13～15参照）
- 提出いただいた書類が事実と異なる場合や入園時に状況が異なっていた場合は、入園取消や退園となることがあります。
- 変更が生じた場合は、速やかにお手続きください。（P16参照）
- 提出された書類を返却することはできません。
- 利用調整は、締切日までに提出された書類によって行います。締切日後に提出された書類は、次の利用調整からの反映となりますので、ご注意ください。
- 申請書類に不備等があった場合、保育課よりご連絡します。期限内に訂正いただけなかった場合は、利用調整ができないことがあります。余裕をもってお申込みください。また、申請書に記載された連絡先が間違っていた、連絡に気づかないことにより期限内に訂正等ができない場合、当市では責任を負いかねますのでご注意ください。
- きょうだいで申請する際のきょうだい条件は、どちらかのきょうだいの入園が決定し、申請児童が1人となった時点でなくなります。条件3・条件4を希望されている場合は、片方の児童の入園が決定した際に希望園等の見直しをお願いします。
- 令和9年度4月及び令和8年度の入園・転園申請をした場合、令和8年度の入園内定が決まると、令和9年度4月申請は自動的に取り下げとなりますのでご注意ください。令和9年度4月の入園を優先したい場合は、令和8年度申請の取り下げまたは令和8年度申請の希望園変更をしてください。

例》 令和9年度4月及び令和8年度の入園・転園申請をして、いずれも同様の希望園で第1希望～第8希望を申請。令和9年度4月申請では第3希望に内定し、令和8年度申請では2月に第8希望に内定した。しかし、令和8年度の内定園の希望順位が低いし、令和9年度4月に第3希望の園に入園できるならそちらを優先したいと考えている。

解説》 この場合、令和8年度で入園内定したため、令和9年度4月の入園内定は自動的に取り下げとなります。令和9年度4月の第3希望園への入園を優先したい場合、令和8年度入園内定が決まる前に令和8年度申請を取り下げるか、令和8年度の希望園を令和9年度4月の第1～第3希望園だけに絞るなどの変更をする必要があります。

(2) 申請に必要な書類

① 施設型給付費・地域型保育給付費教育・保育給付認定兼保育利用申請書

② 同意書／重要事項確認書

同意書には、住民票の記載にかかわらず、同一住所に居住している18歳以上の人全員（同住所別世帯員も含む）がそれぞれ署名してください。また、保護者のどちらかが、単身赴任等で別居している場合についても、署名してください。

③ マイナンバー（個人番号）申告書

④ マイナンバー（個人番号）確認書類・本人確認書類

- 申請保護者のうち、父母のいずれか一方の「マイナンバー（個人番号）確認書類」及び「本人確認書類」が必要です。
- 郵送で提出する場合は、コピーを添付してください。窓口申請の場合は提示してください。

確認事項	必要書類	
個人番号確認 ※いずれか一点	- 個人番号カード - 個人番号が記載された住民票 - 住民票記載事項証明書	
本人確認 ※一点または二点	一点で可（顔写真付き身分証）	二点必要（顔写真なし身分証）
	- 個人番号カード - 運転免許証 - パスポート - 身体障害者手帳 - 精神障害者保健福祉手帳 - 愛の手帳（療育手帳） - 在留カードまたは特別永住者証明書 - その他官公署発行の写真付き身分証明書で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの	- 健康保険被保険者証※ （被保険者等記号・番号を消す） - 年金手帳 - 児童扶養手当証書 - 特別児童扶養手当証書 - 介護保険被保険者証 - その他官公署からの発行書類で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの

※健康保険被保険者証を本人確認書類として提出する場合は、被保険者等記号・番号が確認できない状態（マスキング等）でコピーしてください。

⑤ 保育を必要とする理由が確認できる書類

- 保護者（父母）2人分の書類が必要です。
- 3か月以内の日付のものをご用意ください。
- 保育を必要とする理由は、入園時点での状況で利用調整いたします。入園時点での保育を必要とする理由が確認できる書類を提出してください。（内定中の方や就労内容の変更予定のある方はご注意ください。）
- 保育を必要とする理由は、主たる理由のみとなります。就労と介護、就労と疾病等併せて申請することはできません。
- 提出時の確認で書類に不足があった場合については、受付が出来ませんのでご注意ください。必ず事前確認をお願いします。

保育を必要とする理由		提出書類	
就労 ※1	会社に就労	就労証明書（市様式） ※2 ※3 （入園希望月時点の契約内容が記載されたもの）	
	自営業 （代表者）	(1) 就労証明書（市様式） ※2 ※3 (2) 就労状況を証明できるものの写し一部 例：開業届、登記簿謄本、最新の確定申告書等。 その他、会社のホームページの写し等で会社名及び代表者名が確認できるもの	(1)(2)それぞれの提出が必要です

	自営業 (親族が代表者の会社に就労している)	(1) 就労証明書(市様式) ※2 ※3 (2) 就労状況を証明できるものの写し一部 例: 専従者の欄に名前が記載されている確定申告書・ 収支内訳書・決算書、本人の源泉徴収票等	
妊娠・出産		出産されるお子さんの母子健康手帳 (表紙及び分娩予定日のわかるページのコピー)	
疾病		医師の診断書等(お子さんを家庭で保育ができない旨及びその期間の記載があるもの)	
障害		身体障害者手帳・愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳のコピー	
介護等		介護状況申告書・医師の診断書及びその他介護状況が証明できる書類等	
災害復旧		罹災証明書等	
ひとり親	離婚・未婚	戸籍(全部事項証明)・離婚届による受理証明書 ※4	
	離婚調停中	離婚調停・離婚裁判関係書類のコピー及びひとり親であることの申立書 ※5	
就学等		在学証明書等及び時間割のわかる書類 ※6	
求職活動		求職活動申告書(市様式)	

- ※1 複数の就労先で就労している場合は、「就労スケジュール表」(本人記入)の提出が必要です。
- ※2 就労証明書は保護者本人ではなく、就労先事業者等が作成してください。自営業(代表者)の場合は、代表者本人が記載の上、作成してください。
押印不要ですが、就労先の事業者が無断で作成・改変を行った場合、刑法上の罪が問われる場合があります。なお、証明書の内容について、発行元の事業者には電話確認等を行う場合がありますので、ご承知おきください。
- ※3 現在育児休業取得中の場合は、「育児休業の延長について」の提出が必要です。また、育児休業から復職する場合、就労先に内定中で入園決定月から就労する場合のいずれにおいても、復職をする又は就労開始をする前提での就労内容(日数、時間)で指数付けします。申請時の就労内容と異なる就労内容で復職をした場合又は就労した場合、入園取消や退園となる場合があります。
- ※4 ひとり親とは、父又は母のいずれか一方が死亡、離婚、未婚、行方不明等で不存在である場合の他方をいいます。
未婚かつ未成年の場合は、入園申請に対する祖父母の同意書も必要です。②同意書/重要事項確認書とは別の様式になる為、該当される方は保育課へお問い合わせください。
- ※5 離婚調停中の場合、入所選考における調整指数のひとり親加算がつきませんのでご注意ください。
- ※6 就学予定の場合は、在学証明書の代わりに合格通知書のコピーなどを提出してください。
後日、就学が開始となりましたら、必ず在学証明書を提出してください。

内定取消しになることがあります！

提出された就労証明書と入園された月の就労状況が異なる

提出された保育を必要とする書類により指数をつけて利用調整を行います。必ず入園希望月時点の就労内容が記載された就労証明書若しくはその他保育を必要とする書類をご提出ください。

以下のように、入園時の状況が利用調整した際の書類と異なる場合、内定取消若しくは退園となりますので、ご注意ください。

- ・保育を必要とする理由が変わった場合
- ・転職した場合
- ・派遣先の変更に伴い就労時間や日数が少なくなった場合
- ・育児休業から復帰する際、元の就労先へ復職せずに転職・退職した場合
- ・育児休業から復帰する際、申請書類と異なる就労日数・時間で復職した場合等
(育児休業からの復帰に関しては、P9を必ずご確認ください。)

⑥ その他の必要な書類

要件	提出書類
育児休業中の方	・ 育児休業の延長について
現在、認可外保育施設等を利用している場合	・ 認可外保育施設等利用証明書
お子さんに障害がある場合 ※ 1	・ 病名・症状・集団保育が可能であること・医療行為の有無（有りの場合は医療行為の内容）・保育にあたっての注意事項等が書かれた医師の診断書等（3か月以内の日付のもの） ・ 愛の手帳のコピー（省略不可） ・ 身体障害者手帳のコピー（マイナンバーの導入により、情報連携可能のため省略可）
障害者と同居している場合	・ 愛の手帳のコピー（省略不可） ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金の証書のコピー（マイナンバーの導入により、情報連携可能のため省略可）
お子さんに疾病や、特別な配慮が必要な場合※ 1 ・ 手術後の経過観察も含む ・ 発育・発達に気になることがある場合等	病名・症状・集団保育が可能であること・医療行為の有無（有りの場合は医療行為の内容）・保育にあたっての注意事項等が書かれた医師の診断書等（3か月以内の日付のもの） ※ 以下の場合、医師の診断書等は不要です。 → 喘息・水いぼ・アトピー性皮膚炎・乳児湿しん・皮膚のかゆみ・血管腫のうち手足のあざ程度のもの・便秘症・熱性けいれん ただし、後日保育施設から医師の診断書等の提出を求められる場合があります。
他市区町村から市内に転入してくる場合	転入誓約書及び売買契約書や賃貸契約書など転入日がわかる書類（契約者名、転居日、転入住所などの記載があり、契約をしたことが分かる書類のコピー）
海外に在住していた場合 ※ 2	海外収入にかかる申告書兼証明書 ※勤務先発行の給与証明等、収入を証明する書類があれば添付してください。なお、日本語以外で書かれた証明書の場合には、必ず翻訳文を添付してください。

※ 1 医師の診断書等により集団保育が可能であることが確認できなければ、保育施設の申請をすることが出来ません。

※ 2 海外収入申告対象世帯は、4月～8月の入園を申請する世帯は令和8年度と令和9年度の両方を、9月～3月の入園を申請する世帯は令和9年度のみ提出する必要があります。

申請に必要な書類のダウンロードについて

「施設型給付費・地域型教育・保育給付費保育給付認定兼保育利用申請書」などの申請に必要な用紙は、ホームページからもダウンロードできます。



(3) 申請後の変更・取下げ

入園申請後に次のような変更等があった場合には、保育課窓口でお手続きください。

なお、変更事項については、その月の申請受付期間の締切日までに提出された書類が利用調整（選考）に反映します。締切日後に提出された書類は、次の利用調整からの反映となります。

※ 保育施設に入園した後にも、変更が生じた場合には同様にお手続きが必要です

	変更等の内容	必要書類
1	転職・就職が決まった場合	- 変更申出書 - 就労証明書
2	就労日数・時間等が変わった場合	
3	育児休業を取得・延長した場合	- 変更申出書 - 就労証明書
4	仕事を辞めた場合	- 変更申出書 - 新しい「保育を必要とする理由」が確認できる書類（P13.14の⑤参照）
5	東大和市内の別住所に転居した場合	変更申出書
6	氏名が変わった場合	
7	家族構成が変わった場合（婚姻、離婚など）	- 変更申出書 - 離婚の場合、戸籍(全部事項証明)、離婚受理証明(戸籍を準備できない場合) - 婚姻の場合、配偶者となった方の同意書・「保育を必要とする理由」が確認できる書類・マイナンバー(個人番号)申告書（P13～15の②③④⑤参照） ※ 変更内容によっては、その他の書類が必要になる場合があります。
8	希望保育施設の変更・追加・希望順位の変更	希望保育所等変更申出書
9	入園・転園の取下げをする場合	取下届 ※ 保護者双方の退園の意思が確認できない場合、取下届が受理できない場合があります。
10	市外へ転出する場合	
11	お子さんの健康状況に変更があった場合	場合により診断書等（P15の⑥参照） ※ お子さんの障害や疾病、発達の課題については、診断書等の提出が必要になる場合があります。必ず希望保育施設へご相談ください。
12	同居の方が障害等になった場合	- 変更申出書 - 愛の手帳のコピー（省略不可） - 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金の証書のコピー（マイナンバーの導入により、情報連携可能のため省略可） ※ 給食費が免除等となる場合があります。（P23参照）

8. 利用調整・結果

(1) 利用調整方法

入園・転園申請の提出書類の内容をもとに、「保育の利用基準表」に当てはめ、指数化します。

- ① 保護者（父母）それぞれの「保育を必要とする理由」について、2人分の指数を合計したものが、その世帯の「基準指数」になります。また、基準指数とは別に、世帯の状況によって「調整指数」をつけます。
- ② 基準指数等の高い世帯から順に利用調整を行い、入園・転園の可否を決定します。基準指数が並んだ場合、調整指数を、調整指数が並んだ場合、優先順位で判断します。指数が高くても、希望保育施設に空きがない場合は入園・転園することができません。
- ③ 入園申請の方と転園申請の方で指数が並んだ場合、入園の方を優先します。ただし、4月入園は、入園も転園も同等に利用調整します。

※「保育の利用基準表」は毎年度、改訂する場合がございますので、ご了承ください。

～利用基準表における注意事項～

- 1 「保護者」とは、児童福祉法第6条に規定する保護者のことです。（原則として児童の親権者である父及び母をいうが、これらの者が監護することができない場合は、現に当該児童を監護する未成年後見人その他の者をいう。）
- 2 基準表を児童の保護者それぞれに適用し、その基準指数及び世帯の基準指数を算定します。
- 3 保護者それぞれの基準指数は、該当する細目のうち**主たるものの基準指数**（ひとり親にあっては、不存在の基準指数及び他の該当する細目のうち主たるものの基準指数の合計数）とします。
- 4 世帯の基準指数は、保護者それぞれの基準指数の合計数とします。

<保育の利用基準表>

保護者の状況			基準指数
類型	細目		
労働	月 20 日以上	月 160 時間以上の就労を常態とする場合	50
		月 140 時間以上 160 時間未満の就労を常態とする場合	49
		月 120 時間以上 140 時間未満の就労を常態とする場合	47
		月 100 時間以上 120 時間未満の就労を常態とする場合	40
		月 80 時間以上 100 時間未満の就労を常態とする場合	38
		月 60 時間以上 80 時間未満の就労を常態とする場合	34
		月 48 時間以上 60 時間未満の就労を常態とする場合	29
	月 16 日以上	月 128 時間以上の就労を常態とする場合	47
		月 120 時間以上 128 時間未満の就労を常態とする場合	45
		月 100 時間以上 120 時間未満の就労を常態とする場合	39
		月 80 時間以上 100 時間未満の就労を常態とする場合	37
		月 60 時間以上 80 時間未満の就労を常態とする場合	33
		月 48 時間以上 60 時間未満の就労を常態とする場合	28
	月 12 日以上	月 96 時間以上の就労を常態とする場合	37
		月 80 時間以上 96 時間未満の就労を常態とする場合	35
		月 60 時間以上 80 時間未満の就労を常態とする場合	32
		月 48 時間以上 60 時間未満の就労を常態とする場合	27
	月 11 日以下	月 64 時間以上の就労を常態とする場合	30
		月 48 時間以上 64 時間未満の就労を常態とする場合	25
妊娠・出産		産前及び産後の休養中の場合	40
疾病	入院	現に入院している場合又は入院が確実に見込まれる場合	50
	居宅内	寝たきり若しくはこれに準ずる状態にある場合又は感染性の疾病である場合	50
		身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有しないが、身体上若しくは精神上の疾病で医師から児童の監護ができないと判断された場合	30
		病中病後の療養中で、週 3 日以上通院を状態とする場合	30
		病中病後の療養中で、上記以外の場合	20
障害	身体障害者手帳 1 級若しくは 2 級又は愛の手帳 1 度若しくは 2 度又は精神障害者保健福祉手帳 1 級若しくは 2 級の障害を有する場合		50
	身体障害者手帳 3 級若しくは 4 級又は愛の手帳 3 度若しくは 4 度又は精神障害者保健福祉手帳 3 級の障害を有する場合		35
介護又は看護	月 48 時間以上要介護認定を受けている親族でその要介護状態区分が要介護 1 から要介護 5 までのいずれかに該当するもの又は障害を有する親族で身体障害者手帳 1 級～3 級、愛の手帳 1 度～4 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級～3 級の障害を有する者を介護、看護(施設等への付添い含む)している場合 ※細目、基準指数は、労働の基準を準用する		50～25
	月 48 時間以上上記以外の親族を介護又は看護(施設等への付添いを含む。)している場合		25
災害復旧		火災その他の災害による家屋等の損傷復旧に当たっている場合	50
不存在		保護者のいずれかが死亡、離婚、行方不明等で不存在である場合	50
求職活動		求職活動を常態としている場合	20
就学等	月 120 時間以上就学し、又は職業訓練を受講することを常態とする場合		40
	月 48 時間以上 120 時間未満就学し、又は職業訓練を受講することを常態とする場合		25
その他		上記の細目に掲げるもののほか、保育を必要とすると認められる場合	利用調整会議で定める

調整指数は、次のとおりとする。

世帯の状況				調整 指数	備考
申請世帯の 状況	1	育児休業取得のため市内の保育所等を退所した児童が、育児休業の終了に伴い、退所した保育所等への入所を希望する世帯		+10	
	2	ひとり親世帯	ひとり親になって3か月以内の世帯	+8	いずれか 一つ
	3		ひとり親になって3か月を経過した世帯	+7	
	4	生活保護受給世帯		+3	いずれか 一つ
	5	保護者のいずれかが求職活動の類型に該当し、かつ、その者が生計の中心者である世帯		+3	
	6	過去6か月分以上の保育料を滞納している世帯		-3	
保護者の 状況	7	保護者のいずれかが市内保育施設にて、保育士又は看護師として、月120時間以上で就労している世帯		+3	
	8	保護者のいずれかが市内保育施設にて、保育士又は看護師として、月48時間以上、120時間未満で就労している世帯		+1	
	9	単身赴任して いる世帯	海外赴任等	+2	
	10		国内赴任等	+1	
	11	保護者のいずれかが深夜（午後10時～翌日の午前5時まで）の時間帯を含む就労を常態として就労している世帯		+1	
	12	保護者のいずれかが市長が別に定める地域に貢献する活動を継続的に行っている世帯（該当事例として、民生委員、消防団員等の活動のことを指す。）		+1	
児童の 状況	13	利用の申請に係る児童に障害があり、愛の手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有している、又はこれに準ずる状態で、医師から当該児童が保育所等を利用することが可能であると判断された世帯		+6	
	14	地域型保育事業（連携施設のない場合に限る。）を卒園する児童で、引き続き保育所等（地域型保育事業を除く。）の利用を希望する場合		+5	
	15	兄弟姉妹で同じ保 育所等を利用する ことを希望してい る世帯	同時に同じ保育所等の利用の申請をする児童が 3人以上となる場合	+4	いずれか 一つ
	16		同時に同じ保育所等の利用の申請をする児童が 多胎児（多胎妊娠である場合において出産後の養育に係 る児童が2人以上あるときのそれらの児童）の場合	+4	
	17		同時に同じ保育所等の利用の申請をする児童が 2人となる場合	+3	
	18		児童と同一世帯に属する兄弟姉妹が利用している保育 所等の利用を希望している場合	+3	
	19	保護者の就労等により、利用を希望する児童が現に認証保育所又は企業主導型保育施設等の認可外保育施設を利用している世帯		+1	

同一指数時の優先順位は、次のとおりとする。

優先順位	条件
1	ひとり親世帯
2	類型間の優先順位（①～⑦の順） ①災害復旧 ②疾病・障害 ③労働 ④介護又は看護 ⑤就学等 ⑥妊娠・出産 ⑦求職活動 ※保護者それぞれの類型のうち、優先順位の高い方を世帯の類型とする。
3	児童と同一世帯に属する兄弟姉妹が利用している保育所等の利用を希望している世帯又は兄弟姉妹 で同時期に同じ保育所等を利用することを希望している世帯
4	保護者の就労時間が長い世帯
5	低所得世帯

～ 参考 ～ 最低指数一覧（令和8年4月一次入所）

- ・ 最低指数とは、各クラスの内定者のうち最も低い指数です。同じ指数であっても、内定にならない場合があります。また、指数については、**基準指数－調整指数**という形式で表記しています。
- ・ 「/」は当該クラスがないこと、「×」は空きがなかったことを示しています。
- ・ 内定者が1人の場合、個人情報保護のため指数等は公表せず「※」と表記しています。
- ・ 空欄のところは、空きはあったが、入園者がいなかったことを示しています。
- ・ （★）がついている欄については、育児休業延長希望で内定したことを示しています。
- ・ 「△」がついている欄については、小規模保育園及び家庭的保育から連携保育施設へ優先的に入園した方を含みます。

（4月一次利用調整終了時点）

保育所名	0歳クラス	1歳クラス	2歳クラス	3歳クラス	4歳クラス	5歳クラス
狭山保育園	/	/	/	/		
高木保育園	70-3	90-0	※	99-0△		
向原保育園	97-0	100-0	88-0	85-0△		
れんげ桜が丘保育園	80-1	100-3	100-0	83-0△	※	
れんげ保育園	100-0	100-0	85-0	83-3	※	
れんげ南街保育園	100-3	100-0	100-0	89-7△		
ならはし保育園	85-3	100-1	40-3	70-3△		
大和東保育園	88-3	90-0	70-0	※	※	
紫水保育園	100-0	90-3		※		
れんげ上北台保育園	100-3	100-0	70-0	※		
上北台こひつじ保育園	70-0	100-0	※	100-0		
のぞみ保育園	90-3	100-0	100-3	70-0△		
明德保育園	70-0	100-0	100-0			
立野みどり保育園	100-0	100-3	70-0△	82-0△		
谷里保育園 (ル・ボア、分園含む)	70-4	85-0	70-0	95-0		
玉川上水保育園	90-3	100-0	100-3	100-3		
東大和どろんこ保育園	/	100-0	※		※	
のぞみ保育園分園	/	70-3		※		
こども学園	87-4	70-0	70-0	70-0		
東大和こども園	/	70-0	※			
東大和早樹保育園	※	70-0		/	/	/
れんげ第二桜が丘保育園	/	70-0		/	/	/
ふたば保育園	/	97-0	※	/	/	/
みつば保育園	70-0	※	/	/	/	/
向原第二保育園	/	70-0		/	/	/
ひが保育ママ		※		/	/	/
木村保育ママ				/	/	/

(2) 利用調整の結果通知

利用調整の結果について、保育施設の利用が可の場合は「施設利用承諾通知書」、保育施設の利用が不可の場合は利用不可の「施設利用保留通知書」でお知らせします。

また、入園の可否に関わらず、「教育・保育給付認定決定通知書」をお送りし、希望された方のみ「支給認定証」をお送りします。

- ※ 施設利用保留通知書（不承諾通知）は、保育施設への入園申請があり、保育施設が利用できなかった場合にのみ、入所希望月分から発行できます。そのため、申請がない場合や希望があった月より前の分は発行できません。また、入園の取り下げをした場合も発行できません。

■ 他市の保育施設を申請された場合

他市の利用調整の結果が決定するまでは、結果の通知を送付することができません。市内保育施設の結果については、お電話等でご連絡します。

■ 出産前のお子さんの申請をされた場合（4月申請のみ）

出生のお手続きをしていただくまでは、結果の通知を送付することができません。市民課での出生手続きが終わりましたら、保育課窓口での手続きをお願いします。市内保育施設の結果については、お電話等でご連絡します。ただし、入園が内定していたとしても、入園可能生年月日より1日でも後に出生した場合には、入園することはできませんので、内定は取り消しとなります。

(3) 希望する保育施設の利用が可能となった場合

保育施設の利用が可能になった場合、保育施設との面談や健康診断等があります。実施日時等については、後日、利用可能保育施設よりご連絡します。入園にあたって、適切な保育を行うためにお子さんの状況について伺いますので、あらかじめお子さんの発達状況等をまとめておいてください。

なお、認可保育園以外の保育施設の利用が可能となった方は、別途、保育施設で契約を締結していただく必要があります。

■ 育児休業中で利用が可能となった場合

- 入園月の翌月1日までに元の就労先に復職する必要があります。入園月の翌月20日までに「復職証明書」を保育課へご提出ください。復職証明書は復職してから事業主に記入してもらってください。元の就労先に復職しなかった場合や、提出した就労証明書に記載された就労時間や日数よりも少ない就労時間や日数で復職した場合などは、入園取消や退園になることがあります。（P9参照）
- 在園中のきょうだいがいる方は、復職に伴い、在園中のお子さんの保育を必要とする理由を育児休業から労働へ変更し、場合によっては保育利用時間を短時間から標準時間に変更する必要があります。復職される前日までに保育課窓口で変更手続きをしてください。就労証明書は提出不要です（利用が可能となったお子さんの入園申請時に提出していただいた就労証明書の内容で認定します）。

■ 求職中で利用が可能となった場合

入園後2か月以内に、他の要件（月48時間以上の就労等）への変更が必要です。

■ 入園を取り下げる場合

原則として、入園の取り下げ（保育施設には行かない）は、おやめください。

やむを得ない理由により、入園を取り下げたい場合は、「施設利用承諾通知書」又は「教育・保育給付認定決定通知書」が届き次第、速やかに保育課窓口で取下げ手続きをしてください。また、入園取り下げをした場合は、利用不可の「施設利用保留通知書」は発行できません。

(4) 希望する保育施設の利用が不可となった場合

保育施設の利用が不可となった場合でも、**入園申請は、取り下げの手続きがない限り、申請年度中（令和10年3月入園まで）は有効です。**その期間中は毎月利用調整の対象となりますので、改めて入園申請をする必要はありません。

なお、**結果の通知は、最初に入園・転園申請を希望した月または希望保育施設の変更・追加をした月のみ送付します。**それ以外は、入園が可能な時のみ通知を送付します。

■ 入園・転園の申請が不要となった場合

入園や転園の申請を取り下げたい場合は、受付期間の最終日（表紙、P7）までに必ず保育課窓口でお手続きください。市外へ転出することになった場合も申請を取り下げる手続きが必要です。

特に、転園は内定してしまうと、当該月をもって転園前の保育施設に在籍できなくなりますので、ご注意ください。

■ 年度中に入園・転園できなかった場合

待機児童となり、そのまま年度中に入園ができなかった方で、翌年度（令和10年度）も入園・転園を希望される場合は、再度、新たに翌年度の入園申請をしていただく必要があります。

■ その他

- 希望する保育施設の追加を希望する場合は、保育課でお手続きが必要です。詳しくは「申請後の変更・取下げ」（P16参照）をご覧ください。
- 認可外保育施設・一時預かり等の利用を希望される場合は、各保育施設で申請が必要です。詳しくは下表のホームページをご確認ください。

市内認証保育所
(市ホームページ「施設紹介」参照)



一時預かり事業
(市ホームページ)



認可外保育施設等一覧
(東京都福祉局ホームページ)



認可外保育施設利用者に対する補助制度
(市ホームページ)



- 保育コンシェルジュへご相談いただくことも可能です。(P4参照)

9. 入園後の注意点

(1) なれ保育

入園・転園後、初めのうちは短い時間で保育を行い、徐々に時間を延ばしていく「なれ保育」を実施します。

小さなお子さんにとって、新しい環境で知らない人と一緒に過ごすことは、大変なストレスとなります。お子さんの不安感を可能な限り和らげ、安心して集団生活を送れるようにするため、「なれ保育」は大変重要となります。また、保護者と園の情報交換を徐々に増やして信頼関係を深め、保護者がお子さんを預けるという環境にも慣れるようにするという目的もあります。「なれ保育」の期間等については、子どもの状況によって異なります。詳しくは、各保育施設にお問い合わせください。

10. 保育料

国の教育・保育の無償化及び東京都の第1子無償化により、市民の方について、保育料は0円となります。

(1) 保育料以外に係る費用

下記に掲げる費用及び各施設において実費徴収（教材費、行事費など）を行う場合があります。詳しくは市ホームページに掲載している「施設紹介」（P28にQRコードあり）をご覧ください。か、施設に直接お問い合わせください。

① 延長保育料

決められた時間帯の枠を超えた時間（延長保育時間）に保育施設を利用する場合は、別途、延長保育料が発生します。延長保育料は在園する保育施設ごとに決められています。

② 給食費

3～5歳児クラスのお子さんについては、給食費が発生します。概要は、以下のとおりです。

- ① 給食費のお支払いは、ご利用の各保育施設になります。
- ② 給食費の金額については各施設にお問い合わせください。

（給食費の免除について）

給食費の免除対象者は、市から通知が届きます。なお、対象となる方は、下表の着色部分に当たる世帯です。

一 般 世 帯	生活保護	非課税	市民税所得割課税額 57,700 円未満	
ひとり親・障害者同居世帯	生活保護	非課税	市民税所得割課税額 77,101 円未満	
第 3 子 以 降 ※	所得に制限なし			

※小学校就学前の子どもで最年長の子を第1子と数えて第3子以降の子ども

留意事項

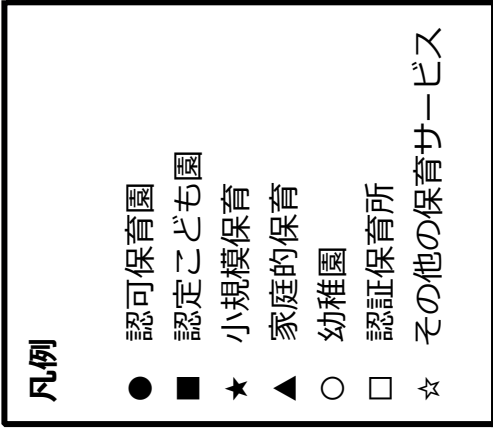
・免除対象となるかは、保護者の市民税所得割課税額により判定しています。未申告等により、市民税が確認できない場合は、免除対象になりません。また、遡って免除を適用することはできません。

なお、前期分（4～8月）が免除対象で後期分（9月～3月）が免除対象外となる場合、対象外になっ

た旨の通知等はしませんのでご注意ください。

- ・ 税の申告（確定申告や市民税の修正申告）によって市民税が確定若しくは変更になった場合には、免除対象となるか改めて判定します。税の申告をした場合は、速やかに保育課へお申出ください。
なお、改めて判定した結果、免除決定や免除取消しになる場合がありますが、月を遡っての免除はできませんので、ご注意ください。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳等の有効期限が定められているものを保育課へ申出している場合、手帳等の有効期限に関わらず、前期分は8月・後期分は翌年3月まで減額適用し免除等を決定しております。手帳等の有効期限の更新手続きを行わない場合は、有効期限まで遡って免除等の更正を行うこととなりますのでご注意ください。

東大和市 MAP



～ 市 内 認 可 保 育 園 一 覧 ～

令和8年10月1日現在

施設名	住 所	電話番号 (FAX番号)	定員 (人) (※1)	受入月齢(※2)	保育標準時間	延長時間(※3)
					保育短時間	
私 立	たかき 高木保育園	向原6-1(20号棟)	042-562-1260 (042-562-4076)	100	産休明け～	7:00～18:00 8:30～16:30 18:00～19:00 7:00～8:30 16:30～19:00
	むこうはら 向原保育園	向原1-4-2	042-563-3833 (042-565-4582)	134	産休明け～	7:00～18:00 8:30～16:30 18:01～19:00 7:00～8:29 16:31～19:00
	れんげ桜が丘保育園 さくらがおか	桜が丘3-44-18 17-1	042-567-4381 (042-590-7014)	99	産休明け～	7:00～18:00 8:30～16:30 18:01～19:00 7:00～8:30 16:31～19:00
	れんげ保育園	芋窪3-1615	042-565-3342 (042-533-5611)	99	産休明け～	7:30～18:30 8:30～16:30 — 7:30～8:30 16:31～18:30
	れんげ南街保育園 なんがいの	南街4-3-1	042-561-2341 (042-561-2342)	85	産休明け～	7:00～18:00 8:30～16:30 18:01～19:00 7:00～8:30 16:31～19:00
	ならはし保育園	奈良橋6-882-1	042-516-8378 (042-565-9373)	105	産休明け～	7:00～18:00 8:30～16:30 18:00～19:00 7:00～8:30 16:30～19:00
	やまとひがし 大和東保育園	清原2-2-2	042-561-2958 (042-563-9657)	101	産休明け～	7:00～18:00 8:30～16:30 18:00～19:00 7:00～8:30 16:30～19:00
	しすい 紫水保育園	清水3-859-7	042-561-1478 (同 上)	81	産休明け～	7:00～18:00 8:30～16:30 18:00～19:00 7:00～8:30 16:30～19:00
	れんげ上北台保育園 かみきただい	蔵敷3-691-2	042-563-3990 (042-561-5487)	120	産休明け～	7:00～18:00 8:30～16:30 18:01～19:00 7:00～8:30 16:31～19:00
	かみきただい 上北台こひつじ保育園	上北台2-886-36	042-564-4958 (042-565-4387)	111	産休明け～	7:00～18:00 8:30～16:30 18:00～19:00 7:00～8:30 16:30～19:00
	のぞみ保育園	中央2-858-1	042-564-1961 (042-566-0568)	133	産休明け～	7:00～18:00 8:30～16:30 18:00～19:00 7:00～8:30 16:30～19:00
	めいとく 明德保育園	立野2-3-7	042-562-1336 —	120	産休明け～	7:00～18:00 8:30～16:30 18:00～19:00 7:00～8:30 16:30～19:00
	たての 立野みどり保育園	立野3-580-2	042-565-3549 (042-565-3565)	131	産休明け～	7:00～18:00 8:30～16:30 18:00～19:00 7:00～8:30 16:30～19:00
	やつり 谷里保育園本園	狭山3-1349-4	042-566-0321 (042-566-0330)	100	2歳児クラス～ 3歳児クラス	7:00～18:00 8:30～16:30 18:00～19:00 7:00～8:30 16:30～19:00
	たまがわじょうすい 玉川上水保育園	桜が丘4-29-18	042-566-8670 (042-566-8671)	101	産休明け～	7:00～18:00 8:30～16:30 18:00～19:00 7:00～8:30 16:30～19:00
	ひがしやまと 東大和どろんこ保育園 ほいくえん	立野3-1255-3	042-569-8376 042-843-9365	80	1歳児クラス～	7:00～18:00 8:30～16:30 18:01～20:00 7:00～8:30 16:31～20:00
分 園	のぞみ保育園分園	中央4-1023-4	042-569-8331 (042-569-8332)	20	1歳児クラス～	7:00～18:00 8:30～16:30 18:00～19:00 7:00～8:30 16:30～19:00
	やつり 谷里保育園分園 (ル・ボア)	清水1-740-6	042-843-6722 (042-843-6724)	65	産休明け～ 1歳児クラス	7:30～18:30 8:30～16:30 — 7:30～8:30 16:30～18:30
	やつり 谷里保育園分園	狭山3-1345-7	042-566-0321 (042-566-0330)	100	4歳児クラス～	7:00～18:00 8:30～16:30 18:00～19:00 7:00～8:30 16:30～19:00

※1 定員数は、今後変更になる場合があります。

※2 「産休明け」から受け入れの保育施設については、毎月1日現在で生後57日を経過した児童が利用可能です。

※3 延長保育を利用される場合は、直接保育施設へ申請し、利用料をお支払ください。

～ 市 内 認 定 こ ど も 園 一 覧 ～

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

令和8年10月1日現在

施設名	住 所	電話番号 (FAX番号)	定員 (人) (※1)	受入月齢	保育標準時間	延長時間(※2)
					保育短時間	
こども学園	奈良橋2-409	042-564-3549 (042-564-3515)	170 (130) (※3)	満6か月～	7:30～18:30	※4
					8:30～16:30	7:30～8:30 16:30～18:30(※4)
ひがしやまと 東大和こども園 (大和富士幼稚園・やまとふじこども園)	向原4-16-17	042-561-2379 (042-561-2441)	290 (140) (※3)	1歳児クラス～	7:30～18:30	—
					8:30～16:30	7:30～8:30 16:30～18:30

※1 定員数は、今後変更になる場合があります。

※2 延長保育を利用される場合は、直接保育施設へ申請し、利用料をお支払ください。

※3 定員のカッコ内の数は、2号認定及び3号認定の児童の定員数です。

※4 こども学園の延長時間については、18:30以降希望の場合、相談が必要です。

～ 市 内 小 規 模 保 育 一 覧 ～

小規模保育は、少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う施設です。

令和8年10月1日現在

施設名(※1)	住 所	電話番号 (FAX番号)	定員 (人) (※2)	受入月齢(※3)	保育標準時間	延長時間(※4)
					保育短時間	
ひがしやまとさき 東大和早樹保育園	向原6-1201-119	042-516-8625 (042-516-8626)	15	産休明け～ 2歳児クラス	7:00～18:00	18:00～19:00
					8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～19:00
だいにさくらがおか れんげ第二桜が丘保育園	桜が丘3-44-32 コーシャハイム玉川上水3号棟103 桜が丘3-44-17 グリーンコープ玉川上水5号棟103	042-516-8155 (042-569-8398)	12	1歳児～ 2歳児クラス	7:00～18:00	18:01～19:00
					8:30～16:30	7:00～8:30 16:31～19:00
ふたば保育園	立野2-4-13	042-590-8622 (042-567-0081)	19	1歳児～ 2歳児クラス	7:30～18:30	—
					8:30～16:30	7:30～8:30 16:30～18:30
みつば保育園	立野3-1293-10	042-590-1675 (042-590-1676)	16	産休明け～ 1歳児クラス	7:30～18:30	—
					8:30～16:30	7:30～8:30 16:30～18:30
むこうはらだいに 向原第二保育園	向原1-4-1	042-843-9619 (042-565-4582)	11	1歳児～ 2歳児クラス	7:00～18:00	18:01～19:00
					8:30～16:30	7:00～8:29 16:31～19:00

※1 ふたば保育園・みつば保育園は立野みどり保育園、れんげ第二桜が丘保育園はれんげ桜が丘保育園、

東大和早樹保育園は高木保育園・向原保育園・ならはし保育園・れんげ南街保育園(閉園予定 P1を参照)、

向原第二保育園は高木保育園・向原保育園・ならはし保育園と連携しています。

※2 定員数は、今後変更になる場合があります。

※3 「産休明け」から受け入れの保育施設については、毎月1日現在で生後57日を経過した児童が利用可能です。

※4 延長保育を利用される場合は、直接保育施設へ申請し、利用料をお支払ください。

また、れんげ第二桜が丘保育園については、2歳児クラスのみ延長保育の利用が可能です。

～ 家 庭 的 保 育 一 覧 ～

家庭的保育(保育ママ)は、家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を行う施設です。(※1)

令和8年10月1日現在

施設名(※2) (家庭福祉員名)	住 所	電話番号 (FAX番号)	定員 (人) (※3)	受入月齢(※4)	保育標準時間	延長時間(※5)
					保育短時間	
きむら 木村 保育ママ きむら げんき (木村 源輝)	南街2-20-3 ピース7ベニュー102号室	080-4383-4024	5	産休明け～ 2歳児クラス	8:00～18:00	—
					8:30～16:30	8:00～8:30 16:30～18:00

※1 家庭的保育者が、病気等で休む場合は、のぞみ保育園で保育を行います。

※2 木村保育ママは、のぞみ保育園と連携しています。

※3 定員数は、今後変更になる場合があります。

※4 「産休明け」から受け入れの保育施設については、毎月1日現在で生後57日を経過した児童が利用可能です。

※5 延長保育を利用される場合は、直接保育施設へ申請し、利用料をお支払ください。

《注意事項》

・事前に各施設に見学や入園相談をしてください。(アレルギー等により、利用できない場合があります。)

・障害や疾病がある等、特別な配慮が必要な児童については、必ず申請前に保育課にご相談ください。

・年齢によっては延長保育を実施していない施設もございますので詳しくは各保育施設にお問合せ下さい。

施設紹介 ▶

各施設の紹介は、市ホームページの「入園案内・保育園に関する書類のダウンロード」ページから「施設紹介」をご確認ください。



保活ワンストップ ▶

保育施設の見学は、こちらからオンラインで予約することができます。



よい保育施設の選び方十か条（厚生労働省通知）

1. まず情報は情報収集を（市町村の担当課で、情報の収集や相談を）
2. 事前に見学を（入所希望施設を決める前に、必ず見学してください）
3. 見た目で決めない
4. 部屋の中まで入って見て
5. 子どもたちの様子を見て（子どもたちの表情がいきいきとしているか）
6. 保育する人の様子を見て
7. 施設の様子を見て（子どもが動き回れる十分な広さがあるか、清潔か等）
8. 保育の方針を聞いて（保育の考え方や内容、給食の内容等）
9. 預けはじめてからもチェックを
10. 不満や疑問は率直に（不満や疑問があったら、すぐ相談）



参考：よりよい保育施設の選び方（東京都版）

お互いを尊重し、子どもたちがのびのび育つ環境づくりのために

安心・安全な保育環境を守る取り組みへの ご理解とご協力のお願い

市では、保護者の皆様と保育園の職員が、お互いを思いやり尊重し合えるあたたかい関係を築くことこそが、子どもたちが毎日を安心してのびのびと過ごせる、最高の保育環境づくりにつながると考えております。

！ 子どもたちが笑顔で過ごすために、ご遠慮いただきたい行為

 01 暴言・脅迫など 大声での威嚇、暴言、脅迫的な言動、SNS等での誹謗中傷など	 02 威圧的な言動など 執拗な追及、長時間にわたる拘束・居座り、繰り返しの過度な要求など	 03 特定の職員への過度な要求など 特定職員への付きまとい、個人を狙った執拗な要求など	 04 差別的・性的な言動など 人格を否定する発言、差別的な言動、性的な言動など
---	---	--	--

※社会通念上許容される範囲を超える行為が確認された場合は、必要に応じて警察・弁護士等の関係機関と連携して対応します。

この取り組みを行う理由



近年、保育現場において、理不尽な暴言などの「カスタマーハラスメント」により大切な職員が心身の不調から離職に追い込まれる悲しいケースが全国的な問題となっています。「職員が心身ともにすこやかに、笑顔で保育に専念できること」。これこそが、子どもたちのすこやかな成長を守るための最も大切で大きな基盤です。園の仲間である職員と子どもたちの幸せを守るために、ご協力をお願いいたします。



ご意見やご要望は「正式な相談窓口」へ

保育に関する日々のお気づきの点やご要望、ご不満につきましては、上記のようなハラスメント行為とは完全に区別し、施設をより良くするための「貴重で前向きなご意見」として、いつでも丁寧かつ真摯にお伺いさせていただきます。

各保育施設において、第三者委員等の相談窓口を設けておりますので、お気軽にご相談ください。

令和9年度(2027年度) 保育施設入園案内

令和8年10月 発行

発行 東大和市 子ども未来部
保育課 保育・幼稚園係

住所 〒207-8585
東大和市中心3-930

電話 042-563-2111 内線 1751~1754

